

# 水道の種類

区分		概要	管轄	根拠法令
水道事業	上水道	計画給水人口が50,000人を超えるもの	厚生労働省	水道法
		計画給水人口が5,001～50,000人のもの ※さくら市水道事業はこちらに該当※	栃木県	
	簡易水道	計画給水人口が101～5,000人のもの	栃木県	
水道用水供給事業		水道事業者に25,000m <sup>3</sup> /日を超える用水を供給するもの	厚生労働省	
		水道事業者に25,000m <sup>3</sup> /日以下の用水を供給するもの	栃木県	
専用水道		寄宿舍、社宅、療養施設等における自家用の水道、その他水道事業以外の水道 ・ 次のいずれかに該当 ・ 101人以上の居住者に給水する施設 ・ 1日最大給水量が20m <sup>3</sup> を超える施設	さくら市	
貯水槽水道	簡易専用水道	水道事業から受水し、受水槽の有効容量が10m <sup>3</sup> を超える施設		
	小規模貯水槽水道	水道事業から受水し、受水槽の有効容量が10m <sup>3</sup> 以下の施設		
小規模水道		導管その他の工作物で飲料水を供給する施設 ・ 次のいずれかに該当 ・ 居住者50～100人に給水する施設 ・ 学校に設置する給水施設 ・ 常時50人以上に給水する工場や事業所		栃木県 小規模水道条例
-		・ 次のいずれかに該当 ・ 居住者50人未満に給水する施設 ・ 常時50人未満に給水する官公庁や病院、店舗、工場等 ・ 水道事業以外から受水する施設	栃木県	栃木県 飲用井戸等 衛生対策要領